平成２４年（フ）第８９５号
大阪府門真市上野口町17番13号
債務者　山﨑　壽人
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９２６号
大阪市住之江区新北島４丁目２番４―913号
債務者　玉利むつ子
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９３０号
大阪府豊中市豊南町西４丁目２番12号
債務者　高江洲三夫
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９５５号
大阪市西区立売堀６―７―50　KWレジデンス阿波座716、住民票上の住所大阪府藤井寺市大井４丁目11番27号
債務者　宮口　英子
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９７０号
大阪市城東区関目５丁目３番16―203号
債務者　森本　定義
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３号
仙台市若林区荒井字大場伝14番地の４　ラ・エトワール303
債務者　櫻井日出男
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５４号
仙台市若林区荒井字大場伝14番地の４　ラ・エトワール303
債務者　櫻井あけみ
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８６号
宮城県名取市植松４丁目16番33号　ジュネスメゾン101号
債務者　大友　英男
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６０９号
石川県河北郡内灘町字向粟崎５丁目271番地
債務者　山本　昌弘
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１９号
長野県塩尻市大字広丘原新田108番地２
債務者　臼井　初穂
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２５号
長野県松本市大字入山辺6351番地
債務者　太田　裕之
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２０号
岐阜市野一色４丁目19番１―101号　ハイツ長森
債務者　鈴木　裕二
1　決定年月日時　平成24年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１８５号
名古屋市守山区百合が丘3306番地
債務者　佐藤香奈美
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９６号
愛知県小牧市城山４丁目56番地７
債務者　稲垣　淳子
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５９号
名古屋市中区富士見町４番７号　上前津サンハイツ1005号
債務者　スイトピーこと　須藤　房子
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２６４号
名古屋市名東区勢子坊３丁目513番地　ＫＡＴＯ２―101号
債務者　小川　記代
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２９２号
神戸市北区道場町生野1172番地の880
債務者　佐々木洋子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部